

環境担当者研修会第6回開催

- 日時・場所 平成 25 年 2 月 4 日（月） 13:30～16:40 ライズヴィル都賀山
平成 25 年 2 月 8 日（金） 13:30～16:20 甲賀合同庁舎 4A・B 会議室
- 主催： 湖南・甲賀環境協会 滋賀県南部環境事務所 滋賀県甲賀環境事務所
- 参加者： 会参加者数： 会員 103 名 会員外 36 名 行政 21 名 計 160 名
- 参加費： 無料（社会貢献として会員外の方にも参加費無料としております。）



房登会長挨拶



渡部研修副部長司会（日本発条(株)）

1. 低炭素社会づくり推進に関する条例に係る『製品等を通じた貢献量評価手法』について



講師：滋賀県琵琶湖環境部温暖化対策課
副主幹 奥田 一臣氏

貢献量評価算定のステップは

1. 評価対象の特定→2. 評価する製品等の範囲の設定→3使用先の範囲、時間軸の設定→4. 過去や現在生産されている標準的な製品等のベースラインの設定。→5. 評価する活動範囲の設定→6. 部品・素材の評価→算定に必要なデータの収集→8. 算定

これらの解説と算定シートは県ホームページに掲載されていますのでご参考ください。

2. 騒音・振動規制法とその届出について

講師：草津市役所 環境課
専門員 中島 正人氏



騒音（振動）規制法の特定施設を設置する特定工場の規制は特定工場単位で係ります。場内の荷降ろしやフォークリフト等の車両にも規制が係ります。区域によって規制基準があります。規制区域図は各市役所環境部署の窓口で閲覧できます。

騒音対策には①発生源対策②消音器の設置③遮音壁等ありますがお金をかけずに効果が高いのは距離による低減です。

振動の防止はバランス調整やゴム・バネによる振動絶縁などあります。

騒音・振動の届出の相違点は、

騒音は直近の届出から数が2倍になるとき。振動は能力ごとの数が1台でも増える時に届出が必要です。

その他届出等の注意点等を教えていただきました。

3. 騒音計による計測実習

講師：(株)西日本技術コンサルタント
環境分析部環境技術課
課長 和田 浩幸氏

今回も(株)西日本技術コンサルト様のご協力で騒音計の計測実習を行いました。

- まずは実際に使ってみる。
- 距離が離れると騒音が少なくなる距離減衰を体験
- 遮音による効果を計測する。
- L5値の測り方を体験する。



ハイボリを稼働して、距離減衰を体験します。

静かな部屋でも40dbはありますね。



コンパネ1枚の遮蔽でも効果がありました。

4. 悪臭防止法の概要、苦情やその対応事例

講師：草津市役所 環境課

主査 津田 久美子氏



基準臭液を用いた検査で臭気指数のパネラーになれるか嗅覚テストを実際に行っていただきました。

悪臭規制の方法

臭気指数：草津市、守山市、野洲市

臭気強度：栗東市、湖南市、甲賀市（特定悪臭物質 22 物質）

規制には次の 3 つの規制基準がある（物質濃度規制・臭気指数規制共通）

第 1 号規制：敷地境界線

第 2 号規制：排水水

第 3 号規制：気体排出口

【悪臭苦情の原因者とならない為に】

- 特定の悪臭物質を使用または発生させる恐れのある業種かを確認・認識する。
- 事業場の周囲を歩いてみて、事業場が原因となる周囲に臭気がないか確認する。（臭いのしない業務に従事している人が望ましい。）
- 臭いを出さない工夫をしたり脱臭装置を導入する。
 - ・ 作業工程の改善、原材料の変更、掃除の徹底、排出方法を変更



臭気強度標準臭液（n-ブタノール）を嗅いで見ましょう。

研修・実習風景写真

↓まずは騒音計を操作しましょう。静かな部屋でも40dbはありますね。



↓距離減衰を体験します。音源から離れると徐々に数値が減ってきます。





↓ 基準臭液を用いた検査で臭気指数のパネラーになれるか嗅覚テストを実際に行いました。





滋賀県甲賀環境事務所 水嶋所長より挨拶いただきました。



参加者のみなさま



活発なご質問



滋賀県南部環境事務所 成宮所長よりご挨拶いただきました